イ　アの措置を実施するために必要な施設の整備
共同仕入配送センター、共同処理加工施設、共同倉庫、共同冷蔵庫、共同冷凍庫、共同廃棄物処理施設、共同情報処理施設、共同研修施設、共同会議施設等の施設を整備する。
ウ　食品品質管理施設の整備、食品の荷さばき業務用施設の整備その他食品の販売に係る業務用施設の近代化を図るための措置
冷蔵庫、冷凍庫、多温度帯輸送車、活魚槽等の品質管理施設、自動荷さばき施設、荷受け施設等の荷さばき業務施設、廃棄物処理施設等の環境への負荷の低減及び資源の有効利用の確保を図るための施設等を整備する。
エ　経営管理の合理化、取引関係の改善その他食品の販売事業に係る経営の改善を図るための措置
情報機器の導入等による在庫管理、品揃えの適正化等経営管理の合理化、適正な価格による取引の確立等取引関係の改善、食品に関する情報提供等消費者ニーズに対応した機能の高度化その他後継者の育成、職員の福利厚生の充実等を図る。

4　食品商業集積施設整備事業
(一)　目標
消費者のワンストップショッピング志向、消費者の食品に関する情報提供等付加的サービス機能へのニーズの増大、食品の小売市場の老朽化等に対応するため、消費者利便施設、食品情報提供施設、地域特産食品の展示販売施設等を備えた食品商業集積施設を整備することにより、消費者の利便の増進、食品販売業の業務の合理化、地域開発等に資することを目標とする。
(二)　内容
以下の各号に該当する食品商業集積施設を整備するものとする。
ア　食品販売業者の店舗が五店舗以上集積していること。
イ　生鮮食品（青果、鮮魚又は食肉をいう。）の販売業者の店舗が存在すること。
ウ　当該食品商業集積施設における食品の販売の事業を主たる事業として行う者の店舗数の割合が三分の二以上であること。
エ　中小販売業者の施設への入居に十分な配慮がなされていること。
オ　駐車場、駐輪場、休憩所、広場、緑化施設等の利用者の利便の増進に資する施設が、原則として、店舗が集積する施設と同一の敷地内に設置されていること。
カ　食品情報提供施設、料理教室等消費者利便施設及び地域特産食品に関する展示販売施設を備えていること。

5　新技術研究開発事業
(一)　目標
食品流通の国際化・広域化が進展する中、食品の品質及び安全性に対する関心の高まり等の消費者ニーズの多様化等に対応するため、「食料・農業・農村基本計画」及び「農林水産研究基本計画」（平成二十二年三月三十日農林水産省技術会議決定）を踏まえ、食品の品質管理の適確化・効率化並びに品質の優れた食品の開発及び食品の流通の円滑化等に資する新技術の研究開発を行うことにより、食品に係る流通機構の合理化と流通機能の高度化を図ることを目標とする。
(二)　内容
次に掲げる新技術（未だ企業化されていない技術（技術上のノウハウを含む。）をいう。）の研究開発を行うものとする。
ア　食品の鮮度の保持その他の品質の管理を適確かつ効率的に行うための新技術の研究開発
高精度な温度・湿度管理技術、流通履歴確認技術、機能性成分等の保持技術、非加熱殺菌技術、有害微生物・微量有害物質等の検出及び制御技術、バイオセンサーによる品質の管理技術等の食品の品質の管理を適確かつ効率的に行うための技術の研究開発を行うものとする。
イ　品質の優れた食品の開発に必要な新技術の研究開発であって、アの研究開発と併せて実施するもの
食品の持つ機能性の解明と評価・利用技術、機能性成分等の分離・抽出技術、アレルゲンの失活・除去技術、バイオリアクターによる食品の加工技術等の品質の優れた食品の開発に資する技術の研究開発であって、アの研究開発と併せて行うものとする。
ウ　食品の仕入れ、荷さばき又は配送の合理化その他食品の流通の円滑化に資する新技術の研究開発
食品の出荷の効率化を図るための仕分自動化技術、多品目の生鮮食品の一括輸送を図るための多温度帯一括輸送技術、野菜流通・販売における一貫ばら輸送技術、生鮮食品等における取引情報の効率化を図るための受発注システム等食品の流通の円滑化に資する技術の開発を行うものとする。

第三　食品の流通部門の構造改善の促進に関する重要事項
1　流通機構の合理化のための構造改善の促進
(一)　六次産業化を通じたバリューチェーンの構築
食品製造業者、食品販売業者等が、農林漁業者とともに互いの強みを生かし、六次産業化の取組を通じてバリューチェーンの構築を図る上では、農林漁業者が食品製造業者、食品販売業者等への原料供給者に留まるのではなく、それぞれが共同で新たな合弁事業体を形成して互いにリスクとリターンを共有するなど、新たなビジネスモデルを構築していくことが重要である。このような事業者間の新たな結合を促進し、流通機構の合理化にもつながるよう、農林漁業成長産業化ファンドの活用等を推進する。
また、このようなバリューチェーンの構築に当たっては、食品産業事業者と農林漁業者との連携という既成概念にとらわれず、医療、福祉等様々な異業種の事業者との連携により革新の思想を持ってイノベーションの可能性を探り、新たな価値創造に挑戦することで、新産業が創出され、国内外で新たな需要・市場が開拓されていくことにも留意しつつ推進する。
(二)　流通の各段階におけるコスト縮減
流通の各段階におけるコストを縮減するため、農産物等に係る生産コストの縮減を図るとともに、実需者及び消費者ニーズを踏まえた流通の合理化及び効率化を推進する。
ア　卸売市場改革の推進
卸売市場については、卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）等に基づく卸売市場の再編・合理化、中央拠点市場とその周辺市場の流通ネットワーク構築による集分荷機能の強化、商物分離電子商取引によるダイレクト物流導入市場の拡大、卸売手数料の弾力化、卸売市場管理運営への民間活力の導入等により、一層効率的な卸売市場流通を推進する。
イ　物流の効率化
(ア)　通い容器の普及
現在、青果物の輸送においては、ほとんどが段ボール箱によるものであり、通い容器の普及は低位にとどまっている。その要因は、段ボール箱の価格と比較して通い容器のレンタル料に割安感が感じられないこと、物流センターを持たない量販店や青果小売店の通い容器の返還場所となる卸売市場に、回収容器の保管場所や管理システムが未整備であること等が挙げられる。
このため、生産者や卸・仲卸業者、小売業者等に対する普及・啓発を図っていくとともに、卸売市場を中心とする通い容器の円滑な流通を実現するための回収拠点の確保、通い容器の紛失防止システムの確立や、通い容器事業者も含む関係者による取組体制の構築の推進等を通じて、青果物の輸送における通い容器の本格的な普及を推進する。
また、日配品等を中心とした加工食品については、通い容器が相当程度普及しているものの、管理の方法が確立されていないことから、配送の非効率化を招くとともに、空容器の仕分や保管に多額の経費を必要としている。
このため、現在、関係する団体や企業による「物流クレート標準化協議会」において容器の管理の方法等の検討を行っているところであり、こうした取組と連携しつつ食品全般の配送に係る通い容器の一層の普及を推進する。